

鳥取県児童手当差し押さえ裁判

不当な徴収行政に風穴をあけ、 是正を勝ちとる

鳥取県民主商工会連合会事務局長

川本善孝



各地で横行する強権的な「差押え」

この十年来、地方自治体による強権的な「差押え」が横行していった。

たとえば、三重県菰野町では、役場の税務課窓口前で、同町に預金全額を差し押さえられた女性が焼身自殺未遂、大阪市住吉区では、アパート経営者が、固定資産税の徴収を苦に自殺、また、熊本県宇城市では、「たこ焼き販売

車」を差し押さえられた男性が、一家六人で無理心中。千葉県長生村では、高齢年金の入金直後に差し押さえを二回実施された滞納者が餓死、などです。これらは、たぶん氷山の一角でしょう。

また、私の手元に二つの新聞記事があります。

一つは、二〇一三年十月二十五日付「日本海新聞」です。私の隣の県の「島根県内の市町村が二〇一一年度、国民健康保険料の滞納者に対し、年金口座の預貯金を差し押さえた八十一件のうち、年金支給日当日に差し押さえをしたケー

スが七十件に上っていた」と報道しています。

いま一つは、二〇一二年三月二十六日付「佐賀新聞」で、「佐賀市など複数の自治体が、子ども手当が振り込まれた預金口座を差し押さえ、住民税滞納分などに充てる措置を取っている。子ども手当を事前に差し押さえる行為は法律で禁止されているが、差し押さえた自治体は『振り込み後は金融資産で、法律違反ではない』と説明する。一方、『子ども手当が振り込まれる口座かどうか調べ、該当口座は差し押さえない』とする自

治体もあり、対応や考え方が分かれている」というものです。

小泉内閣時代の「三位一体改革」により、地方財政が厳しくなっていることや、合併自治体においては二〇一五年からはじめられる普通交付税の縮減問題があり、財政状況がいつそう厳しくなるであらうことも予想できます。

また、国による過酷な徴収・滞納整理の行政指導も強まっています。しかし、だからこそ、法律に規定された「納税緩和措置」（徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分執行停止）などが機能している

のか、滞納者の生活状況の把握をしたうえで財産差し押さえなのか、その財産を差し押さえること

「鳥取県児童手当差し押さえ事件」も、このような背景のなか、まさしく同じような状況とみられる

学生二人、中学生一人、高校生一人の七人家族です。

い出し、その日の午後、鳥取民商の事務所を訪ねました。

私の徴収を苦に自殺、また、熊本県宇城市では、「たこ焼き販売

押さえた八十一件のうち、年金支給日当日に差し押さえをしたケー

込まれる口座かどうか調べ、該当口座は差し押さえない」とする自

決定された一納税緩和措置」(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止)などが機能している

のか、滞納者の生活状況の把握をしたうえで財産差し押さえなのか、その財産を差し押さえることによって、その滞納者の生活がどうなるか認識したうえで差し押さえなのか、国税徴収法等に規定されたルールは守られているのか、と疑念を持っています。

事件の概要

「鳥取県児童手当差押え事件」も、このような背景のなか、まさしく同じような疑念を私たちに強くいだかせた事件でした。

学生二人、中学生一人、高校生一人)の七人家族です。

さらに、小学校の給食費の滞納が九万円、高校徴収金の滞納が七万七千円になっていました。Aさん夫婦は、六月に入金される「児童手当金」十三万円で、学校にその滞納分を支払う約束をしていた、という状況でした。

たたかいの経過

い出し、その日の午後、鳥取民商の事務所を訪ねました。

●「審査請求」結果は「却下、棄却」

その日(六月十一日)の午後、民商事務所に来られたAさんから、前記のような生活状況を聞いた私は、県側は「差押禁止財産(児童手当など)でも、預金になればその属性は継承しない。だから違法ではない」という論理(最高裁一九九八年二月十日判決)を持ち出してくることも想定していましたが、なにより、Aさんの生活が苦しく、このままでは死んでしまう、生活の窮状を訴えて取り返そうと考え、すぐに県税局に電話をし、県税局長室で、県税局長と徴収係長に面談しました。

面談の内容は県が裁判所に提出した「乙第31号証」とおりで、

不当な徴収行政に風穴をあけ、是正を勝ちとる

資料1 Aさんの銀行口座取引履歴

20. 2. 22	カード	2,000		¥296	NA
20. 3. 5	現金		10,000	¥10,296	NA
20. 3. 5	カード	10,000		¥296	NA
20. 3. 5	現金		77,000	¥77,296	NA
20. 3. 5	カード振込	76,000		¥1,296	NA
20. 3. 5	カード	1,290		¥6	NA
20. 3. 25	振込 トットリカイイカンリヤ		1,367	¥1,373	C
20. 3. 27	カード	1,300		¥73	NA
20. 6. 11	振込 トットリヤ リットウチアデ		130,000	¥130,073	C
20. 6. 11	カンセイイラムラヨ	130,073		¥0	

二〇〇八年六月十一日、午前九時九分、鳥取市在住の男性(当時三十五歳、自営業)の銀行口座に振り込まれた「児童手当金」十三万円を、鳥取県東部県税局が自動車税・個人事業税(約二十九万円)の滞納処分として、それまでの口座残金七十三円(二カ月半の間、残額七十三円)とともに、十三万七十三円を差し押さえました(資料1)。

当時、その男性(以下、Aさん)の生活状況は、不況で本業だけでは生活できないため、病院の夜勤警備のアルバイトで月十一万円の収入、妻は病弱で働けない、子どもは五人(保育園児一人、小

事件当日、Aさんの奥さんは九時三十分ごろ銀行のATMにいき、出金しようとしたが、残金は「0」。すぐにAさん呼び、銀行に確認したところ、初めて県税局によって「差押え」されていることが判明しました。Aさんはすぐに県税局の担当者Yに電話をし、「その児童手当で学校の給食費や高校徴収金を払わなければならぬから、返してほしい」と訴えました。Yは「いったん差押えたものは返還できない」と繰り返すのみだったそうです。

そして、Aさんは、数カ月前一度だけ何かの相談にきたことがある「鳥取民主商工会」のことを思

資料2 「乙第31号証」

預金差押えに係る処分取り消しの申し入れについて

- 1 日 時 平成20年6月11日(水) 14:55~16:20
- 2 場 所 県税局長室
- 3 来所者 鳥取県民主商工連合会理事・鳥取民主商工会事務局長 川本 孝孝
 滞納者 (鳥取市)
- 4 応対者 県税局長、徴収係長
- 5 申し入れの概要
 (民商) 〇〇さんは民商の会員ではないが、相談があった。
 本日銀行に振り込まれた12~13万円の児童手当が差し押さえされた。
 公的扶助なので、国税徴収法77条でも差押えはよしとしていないので差止め
 されたい。

返金は児童手当である。本来、差押えすべきでない。返還してもらいたい。

(県) こちらは預金債権として押さえた。

(民商) それは承知している。児童手当と認識して押さえたのか。

(県) 事前に預金調査はして動きは把握している。

(民商) 子供が6人、小・中・高校に行っていて、児童手当が出たら給食費を払う約束
 を先生としていた。妻が、明日から学校に行かせられないと言っている。

(民商) 生活困窮は明らか。取り消してもらいたい。国庫に返金した方がよい。

(県) こちらは生活困窮にならないと判断して差し押さえた。すでに取り立ても完結
 している。取り消しできない。審査請求をしてもらって、上級庁で判断しても
 らうのが公平と考えている。明白に取戻や差押えは、取戻理由がばい。

(民商) べつに差押えを撤回してというわけではなく、児童手当と分かっていて残高が
 あるからと差し押さえる神経がわからない。自分の給料を押さえられるのはかま
 わないけど、当てになる6月の児童手当を初めから狙って、何の連絡もなかった
 んじゃないかというところが納得いかない。

(民商) 月11万円の収入(5月分・病院アルバイト)で7人家族。高校2年から
 幼稚園まで子供5人。奥さんは更年期障害で仕事ができない。生活保護を受けさ
 せないといけないと思っている。

今ここで口頭で異議申し立てをして、生活状況もお話して、生活困窮だとわか
 ったのなら、審査請求という手続きでなくても、取り消しできるでしょう。

(県) そちらのお話は伺ったが、今後こちらでも実態把握をした上で、必要であれば
 執行停止等の検討はすることになる。

(民商) わかりました。では、審査請求をすることにしましょうか。

(県) はい。

※ 審査請求のひな形を渡した。

図形	課長	課長補佐	係長	合	裁	主査

決裁済
20.6.12
県民生活部
決定

主張は、地裁でも高裁でも否認さ
 れました。

その後、「不服審査請求書」を
 提出するとともに、民商県連で
 「総務部長交渉」や総務省へ「請
 願書」を提出、不服審査請求の
 「口頭意見陳述」には、Aさんの
 ほかに民商の仲間五人も意見陳述
 し、不当性を訴えました。

しかし、翌〇九年三月十九日
 「裁決書」が届き、結果は、「却下
 及び棄却」となりました。

●運動に火をつけた国会質問

「却下、棄却」の「裁決書」を
 受け取り、正直言って、私もふく
 めAさんも仲間にも、あきらめム
 ードが漂っていました。

ところが、ここから運動が再高
 揚する出来事がちょうど一カ月後
 に起こりました。私たちも直前ま
 で知らなかったのですが、全商連
 (民商の全国組織、全国商工団体
 連合会) が日本共産党の佐々木憲
 昭衆議院議員に働きかけ、この件
 が衆議院財務金融委員会取り上

一時間二十五分ねばったのですが
 返還実現とはならず、「不服審査
 請求」の用紙をもらって、憤りを
 抱えながら帰ることになりました

(資料2 「乙第31号証」)

しかし、ここで県は「事前に預
 金調査はして動きは把握してい
 る」と述べました。あとで裁判に

なつてから、県が言いだした「児
 童手当だとは知らなかった。児童
 手当が入る口座だとは知らなかつ
 た。狙い撃ちはしていない」との

げられました(〇九年四月十七
 日)。

医連) 二十人の参加で実施しまし
 た。すると、県はなんと「差し押

だ」と明言しました。仁比質問ビ
 デオも、当然、何度も仲間と見ま

を数えました(三年六カ月)。

この間、新たに弁護団に杉山尊

抱えながら帰ることになりました

と述べました。あとで裁判に

手当か入るに座たとは知らなかつた。狙い撃ちはしていない」との

昨衆議院議員に働きかけ、この件が衆議院財務金融委員会を取り上

げられました(○九年四月十七日)。

佐々木議員の「(児童手当)を差し押さえたら権利を侵害してしまふ、法律に違反するということになるんじゃないですか」という質問に、与謝野馨財務相(当時)が「具体的に支給されたものが実際に使用できなくなるような状況にすることも、また禁止されていると解釈するのが正しい」と答弁しました。私たちは、仲間で何度も何度もこの国会質問のビデオを見ました。

医連)二十人の参加で実施しました。すると、県はなんと「差し押さえ自体は、児童手当を、狙い撃ち」する意図はなく適法だ(「事件当日の県税局の主張」事前に預金調査はして動きを把握していた。とは違う)と主張しはじめたのです。

だ」と明言しました。仁比質問ビデオも、当然、何度も仲間と見ました。

を数えました(三年六カ月)。この間、新たに弁護士団に杉山尊生弁護士(一三年度鳥取県弁護士会会長)が加わりました。杉山弁護士は行政訴訟を得意とされ、先生のほうから「是非やりたい」との意向だったそうです。

佐々木質問から二カ月後(六月二十二日)、今度は日本共産党仁比そうへい参議院議員が、参議院決算委員会での問題について質問しました。

佐々木質問から二カ月後(六月二十二日)、今度は日本共産党仁比そうへい参議院議員が、参議院決算委員会での問題について質問しました。

と主張しはじめたのです。

また、浦野広明税理士から、「鑑定書」を書きたいので、裁判資料を送ってほしい」という申し出があり、後日、長大な「鑑定書」が資料として裁判所に提出されました。

そして、○九年六月の二回目の「総務部長交渉」を四団体(民商

佐藤勉総務大臣が、差し押さえる前に滞納者の生活状況を十分調査する必要について「そのとおり

高橋敬幸法律事務所の勝俣彰仁弁護士らと弁護士団を組織して提訴し、いよいよ裁判が始まりました。

途中から、高橋敬幸法律事務所に入所された高橋真一弁護士も弁護士団に加わりました。

県連、県労連、新婦人県本部、民

高橋敬幸法律事務所の勝俣彰仁弁護士らと弁護士団を組織して提訴し、いよいよ裁判が始まりました。

この間のターニングポイント

この間のターニングポイント

「世界で一番、企業が活動しやすい国」の正体とは。

亡国の経済

しんぶん赤旗経済部著 日本の財界とアメリカ

「日米同盟の強化」をうたいTPP参加を政府に求めた経団連。なぜ自ら経済主権を売り渡す道へと突き進むのか――。農業、金融、原発、雇用の各分野にみる、属国経済の実態と仕組みを浮き彫りにし、日本政府と財界が真に果たすべき責任を問う。

四六判 定価1260円(税込)

新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6
☎03-3423-8402 FAX03-3423-8419



勝利判決の日（広島高裁松江支部前）

●一三年三月二十九日、鳥取地裁判決「全面勝訴」

地裁判決の内容は、県の差し押さえを「児童手当だと認識していた」と認定し、「児童手当の趣旨を没却させる」、「正義に反する」違法行為として、差し押さえた十三万七千三百円の返却とともに、慰謝料・原告弁護士費用二十五万円の支払いを求めるものでした。

は、銀行の「保存資料」のなかに、「残高証明書」とともに「（直前の）取引履歴」が保管されていることが判明したことです。つまり、県税局職員は、「取引履歴」で児童手当十三万円が入金になったことを確認したうえで、差し押さえを実施したということであり、「児童手当だとは知らなかった」などという県の主張は完全に覆ることになりました。

県は、「他の自治体への影響が大きい」とか、「最高裁判例（九八年二月十日）に反する判決」などとして、広島高裁松江支部に控訴しましたが、この間も全国から、「控訴するな」のFAXやメールが鳥取県庁に集中しました。角谷啓一税理士のおられる「東京税財政研究センター」からも鳥取県に対し、控訴しないように求める「要望書」が寄せられ、ま

た、県議会に対しても全国から、「控訴取り下げよ」の署名が個人四千八百十一人、二百三十二団体から届けられました。

いつの間にか、私たちの予想をこえて、このたたかいは全国の仲間や有識者の強力な援助を得ることができました。

その理由は、①本件が今日の徴収行政を象徴する事件だったことと、②弁護士が「新たな困難も、広く国民と団結し、ともに考え、ともに共同して行動することによって、必ず前進的方向で切り開くことができる」（高橋弁護士）という一貫した方針で、法廷闘争をすすめてきたこと、によるものだと思います。

ちなみに、国会での質問は計三回、県議会での質問も四回を数えました（共産党市谷とも子県議三回、同党錦織陽子県議一回）。

また、この事件を当初から一貫して記事にしてきた「全国商工新聞」（私たちの機関紙）には、あらためてその先見性・組織性に敬

意を表します。

●二〇一三年十一月二十七日、高裁での「画期的勝利判決」

広島高裁松江支部での裁判は、原告弁護団の予想どおり一回で結審（九月十八日）し、判決日は十一月二十七日となりました。

判決は「実質的には児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないから、児童手当法十五条の趣旨に反するものとして違法である」と判断し、鳥取県に対して、児童手当を原告に返すよう命じました。鳥取県は上告せず、この判決が確定しました。

（なお、高裁判決の「画期性」については、本誌本号の勝俣彰仁弁護士の文章をご参照ください。なお、高裁からは、仁比そうへい議員も弁護士団に加わりました）。

私がこの高裁判決でもっとも感動したところは、「本件差押処分がされた同日午前九時九分の時点では、本件預金債権のうちの本件児童手当相当額はいまだ本件児童

手当としての属性を失っていないことが認められるが相当である」という箇所です。

分の取引履歴を確認する。

◎差し押さえた預金が差押禁止財産をふくむ場合は、その金額は

今後の課題

そして、②振り込まれてから一定期間は差し押さえしない、などの全国的な基準をつくらせること

覆ることになりました。

める「要望書」が寄せられ、またためてその先見性・組織性に敬

児童手当相当額ははまだ本件児童

手当としての属性を失っていないか
ったと認めるのが相当である」と
いう箇所です。

勝ち取った先進的な成果

今回の大きな成果の一つは、県
の「滞納整理マニュアル」の見直
しです。

十二月の鳥取県議会において、
日本共産党の市谷知子県議の質問
にたいして、平井伸治県知事は
「原告におわび申し上げたい」と
謝罪しました。また、県総務部長
が「県税の滞納整理マニュアル」
を改定すると明言しました。

その内容は――

◎月三・五回以上の入出金を繰
り返す口座は、生活口座として認
定する（三・五回未満の場合は、
年金や児童手当の特定口座として
差し押さえ対象外とする、という
意味）。

◎預金差し押さえ時に、三カ月

分の取引履歴を確認する。

◎差し押さえた預金が差押禁止
財産をふくむ場合は、その金額は
控除して差し押さえる。

◎差し押さえ後に申し出があ
り、差押禁止債権と確認できた場
合は、差し押さえを解除、取り消
す。

◎「マニュアル」を市町村と共
有する。

もう一つは、県総務部長が鳥取
県の過去の「差し押さえ禁止財産
の振り込み日の差し押さえ」につ
いて実態調査をする、と明言した
ことです。

以上、どれも従来の徴税方針か
らかなり踏み込んだ改善であり、
私たちのたたかいが「鳥取県の徴
収行政を変えた」と言えるのでは
ないか、と自負しています。

高裁判決後、「自治体キャラバ
ン」（国民大運動で毎年実施）で
まわった県内のある町の税務課長
が、「（高裁判決は）わが町にとつ
てつらい判決です」と発言したの
は、印象的でした。

今後の課題

二〇一三年十二月二十日付朝日
新聞の記事を、少し長くなります
が、引用します。

「総務省は二審後、全国の自治
体に判決を通知。『口座の残高、
差し押さえのタイミング、財産の
状況は千差万別で基準を作るのは
難しい』として情報の提供にとど
めた。

債権に詳しい岩手大学の西牧正
義准教授（民法）は、……振り込
まれてから一定期間は差し押さえ
を禁止し、生活に欠かせない財産
かどうか判断する方法を提案す
る。禁止期間など論議が必要だ
が、『差し押さえ禁止債権はセー
フティネットにあたる。困窮者が
追い詰められないような仕組みづ
くりを』と求める――。

つまり、①高裁判決の内容を持
って、各自治体と交渉すること、

そして、②振り込まれてから一定
期間は差し押さえしない、などの
全国的な基準をつくらせること
が、今後の課題になるだろうと私
は考えています。

高橋敬幸弁護士団長は、「たたか
いで違法な徴収行政を追い詰め、
水準の高い『差押要領』（差押内
容、手続きの改善等）を全国の行
政につくらせなければならない」
と述べておられます。

原告のAさん、ご家族のみなさ
ん、本当に長い間ご苦労さまでし
た。これからも、苦難は次つぎと
襲ってくるでしょうが、仲間と団
結して頑張りましょう。団結し
か、私たちに闘う武器はないので
すから。

全国のみなさん、民主的税務行
政確立のために奮闘しましょう。
今度は私たち鳥取の仲間が、たた
かいの成果を力に、お返しをする
番だと思えます。

（かわもと・よしとか）

*

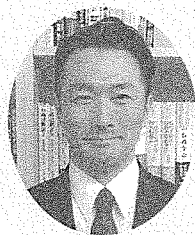
*

鳥取県児童手当差し押さえ裁判

裁判の争点と地裁・高裁判決 —— その特徴と意義

弁護士

勝俣彰仁



・第一審…鳥取地方裁判所平成二十五年三月二

十九日判決

・控訴審…広島高等裁判所松江支部平成二十五

年十一月二十七日判決

児童手当は、預金口座に入金された後も、児童手当である。鳥取県児童手当差し押さえ事件判決（以下「鳥取事件判決」）は、ごく当たり前の判断をした。

地方税の徴収現場では当たり前のことが当たり前では通らない。とくに近年、国から地方へ税源移譲されたことにより、地方自治体では徴税強化が叫ばれている。「競争原理を用いて職員のやる気を引き出した」、「立派な徴収体質に変化した」、「『債権回収』意識に変えた」という姿勢がよしとされる風潮にある（1）。

そのようななか、鳥取事件判決は、ゆるぐことなく常識に従って判断し、徴税活動も法のルールに従わなければならないことを厳にしめた。これこそ、鳥取事件判決の最大の意義である。

以下、弁護士団の一員として、鳥取事件判決について概説する。判決の検討は必ず原文に当たるべきであるので、誌面の許す限り判決文を引用する。

事案と争点

本件は、シンプルに言えば、「児童手当が預金口座に入金されたが、県に差し押さえられてしまった。子どものために児童手当が必

要である。取り戻せないか」という事案である。主な争点は、「差押禁止債権であつても預金に入つた後は差し押えが可能かどうか」である。

児童手当は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」（児童手当法一条）ものであり、そのため、「児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。」（同法十五条）とされている（差押禁止債権）。

ところが、徴税側は、「たしかに児童手当を受ける権利は差押禁止である。しかし児童

手当も預金口座に入金されたら預金債権であり、通常の預金と同様に差し押えが可能であ

損害ないし損失の回復を図ることが可能であると解されるから、本件差し押え分の取消請求

徴収体質に変化した」、「『債権回収』意識に変えた」という姿勢がよしとされる風潮にある(1)。

手当も預金口座に入金されたら預金債権であり、通常の預金と同様に差押えが可能である。そのような判断をした最高裁判決(2)もある」という見解にたつて差押えをおこなっている。これは全国各地の自治体でなされており、鳥取県も同様であった。

このような徴税のやり方が許されてよいのか。これを問うたのが本件である。

高裁の判断

その問いに対し、高裁は、徴税側が根拠とする最高裁判決を前提に考えたとしても、児童手当が預金になった後も「児童手当としての属性を失っていないかった」、「(本件差押処分は)児童手当法十五条(差押禁止)の趣旨に反するものとして違法である」と明言し、実際に鳥取県に児童手当の返還を命じた。

●高裁判決

「本件差押処分が違法であることによつて、滞納者が財産的損害を被つたり法律上の原因なく損失を受けたりしたといふのであれば、本件差押処分の取消し等を経ることなく、不法行為に基づく損害賠償請求あるいは不当利得返還請求の方法によつて、滞納者の

本件は、シンプルに言えば、「児童手当が預金口座に入金されたが、県に差し押さえられてしまった。子どものために児童手当が必

損害ないし損失の回復を図ることが可能であると解されるから、本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益を否定したとしても、滞納者の権利利益を回復することは可能であるといえる。」

「本件預金債権の大部分が本件児童手当の振込みにより形成されたものであり、本件児童手当が本件口座に振り込まれた平成20年6月11日午前9時の直後で本件差押がされた同日午前9時9分の時点では、本件預金債権のうちの本件児童手当相当額は未だ本件児童手当としての属性を失っていないかつたと認めるのが相当である。」

「処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた9分後に、本件児童手当によつて大部分が構成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受け権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法15条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ない。」

そうすると、控訴人は、本件児童手当相当額である13万円については、これを保有する法律上の原因を有しないこととなるから、上記の額に限つてこれを被控訴人に返還する義務を負うといふべきであるが、その余の73円については、これを返還する義務を負わないといふべきである。」(破線筆者)

いる(差押禁止債権)。

ところが、徴税側は、「たしかに児童手当を受ける権利は差押禁止である。しかし児童

高裁判決の特徴

地裁判決も、高裁判決と同様、鳥取県による差押えを違法とし、原告を救済していた。しかし、その法的論理は両裁判で異なる。地裁判決と比較すると高裁判決の特徴が分かりやすいので、地裁判決についても概観する。

●地裁判決

「差押えが禁止される児童手当であつてもそれが銀行口座に振り込まれた場合には、原則として、その全額の差押えが許されると解するのが相当である。…本件預金口座には、原告に対する児童手当以外の入出金…も合計するとそれなりの金額あるいは複数回にわたつてなされていることが認められるのであつて、客観的には、本件預金債権もまた差押えが禁止される財産に該当すると解すべき事情は他に見出せない。」

「児童手当法15条の趣旨に鑑みれば、行政処分が、差押処分に先立つて、差押えの対象として予定している預金債権に係る預金口座に、近いうちに児童手当が入金されることを予期した上で、実質的に児童手当を原資として租税を徴収することを意図した場合において、実際の差押処分(差押通知書の交付)の時点において、客観的にみても児童手当以外

に預金口座への入金がない状況にあり、処分行政庁がそのことを知り又は知り得べき状態であったのに、なお差押処分を断行した場合、当該処分は、客観的にみて、実質的に児童手当法の精神を没却するような裁量逸脱があったものとして、違法なものと解するのが相当である。」

「差押えに係る本件預金債権の原資のほとんど（本件預金債権13万73円のうち13万円）は本件児童手当の振込みによるものであったところ、…被告は、平成20年6月11日に児童手当が振り込まれる可能性が高いことを認識しつつ、あえて児童手当の振込み時期に合わせて差押えを実施したものであり、また、…県税局職員が本件差押え処分を執行した際には、本件取引履歴を確認して、差押えに係る本件預金債権の原資のほとんどが児童手当を原資とするものであることを現実に認識したものと認められる。しかも…県税局職員は、原告の経済状態が楽ではないことを認識しながら、まとまった金額を差し押さえるためには本件預金口座に振り込まれる児童手当を差し押さえるしかないと認識の下差押えに至ったことも考えられ、以上を総合すると、被告は、差押対象財産を選択するに当たって、実質的には、本件預金口座に振り込まれる本件児童手当を原資として租税の徴収をすることを意図し、その意図を実現したものと評価せざるを得ない。そして、このような県税局職員の主観面に着目すれば、実質的には、差押禁止債権である児童手当受給権の差押えがあったのと同様の効果が生ずるものと評価す

るのが相当である。

そうすると、本件においては、本件差押処分を取り消さなければ、児童を養育する家庭の生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とする児童手当の趣旨（児童手当法1条参照）に反する事態を解消できず、正義に反するものといわざるを得ないから、本件差押処分は権限を濫用した違法なものと評価せざるを得ない。

そして、本件差押処分の後続処分である本件配当処分も、本件差押処分の違法を承継して違法となると解するのが相当であり、…取り消されるべきものとなる。」

「本件差押処分は権限を濫用したものであるから違法であり、後続処分である本件配当処分も違法となつて、取り消されるものであるから、処分行政庁の前記納付に係る13万73円の利得は法律上の原因を欠くものとなり、不当利得に該当する。」

つまり、地裁判決は、児童手当も預金になつたら差押禁止ではなくなるが、本件差押処分については権限を濫用した違法なものであるとして、後続処分である配当処分を取り消し、預金全額である十三万七十三円につき鳥取県に返還を命じたというものであった。

地裁判決は、高裁判決よりも本件の事実関係を正しく認定し、原告の置かれた立場についても十分な理解を示しており、よい判決である。けれども、地裁判決は、徴税側の論理を

原則的には肯定して、ただ本件事実関係のもとにおいてはやり過ぎであるから違法であるという論理であるため、徴税側の悪質性が際立った事案でないと活用しにくいといえた。これに比して、高裁判決は、他の事案において活用しやすい。高裁判決を分析すると、以下のような特徴がある。

①端的・明瞭な論理

高裁判決の論理は、極めてシンプルで、分かりやすい。児童手当は、預金となつた後も差押禁止債権としての性質を引き継いでいるという論理である。この論理は、児童手当に限らず、種々の差押禁止債権において応用が利く。

②緩和された考慮事実

高裁判決が判断の際に考慮した事実とは、とても緩やかである。

地裁判決は、原告が置かれた立場をよく理解し、判断の際にも事実を詳細に考慮した。正しい判断である。しかし、かえって他の事案ではハードルが上がったともいえる。

これに比して、高裁判決が考慮した事実とは、徴税側の認識と預金の状態という二つである。これにより、活用範囲がかなり広まったといえる。すなわち、徴税側の認識といつても、公的支給日は周知の事実であるため、

どの事案でも当然予測しえたといえるはずで

あり、また、預金の状態についても、通帳や取引履歴を見て差押禁止債権としての属性を

として、鳥取県に児童手当の返還を命じた。

行政事件は勝訴するのはもちろん、提訴するのハードルが高。これに比して、民事

利息の付加)についても、同様の理由で否定した。

この高裁の判断は、事実誤認ともつづくも

押禁止債権である児童手当受給権の差押えがあったのと同様の効果が生ずるものと評価す

どの事案でも当然予測しえたといえるはずであり、また、預金の状態についても、通帳や取引履歴を見て差押禁止債権としての属性を失っていないといえればよいのであり、しかもその証明は容易であるからである。

③差押禁止債権の趣旨を重視

裁判所は、差押禁止債権の趣旨を非常に重んじている。

意義ある高裁判決であるが、誠に遺憾な点がある。それは、高裁があたかも原告が悪質滞納者であるかのような認定をしたことである。これはあきらかな事実誤認であり、地裁判決の事実認定が正しい。

ただ裏を返せば、高裁は、悪質滞納者であろうがなかろうが、差押禁止の趣旨に反する差押えは許さないという態度をしめしたといえる。児童手当分の返還を命じたことも、差押禁止の趣旨を重視した現れである。

差押禁止債権の趣旨に反する差押えは、いかなる場合も許されない。この判断は、同種事案においても大いに活用できる。

④平易・簡便な救済手段

高裁は、差押禁止債権に対する違法な差押えに対しては民事手続で被害回復ができるとして、行政訴訟(滞納処分取消訴訟)は却下しつつも、民事上の責任(不当利得返還義務)

係を正しく認定し、原告の置かれた立場についても十分な理解を示しており、よい判決である。けれども、地裁判決は、徴税側の論理を

として、鳥取県に児童手当の返還を命じた。

行政事件は勝訴するのはもちろん、提訴するのもハードルが高い。これに比して、民事手続は極めて平易・簡便である。また、不服申立期間をみても、行政事件は六十日など極めて短期間であるのに対して、民事手続では不当利得返還請求が十年、不法行為損害賠償請求が三年である。このように、高裁判決は救済手段においても格段に平易・簡便な道を開いた(3)。

⑤今後の違法な差押えへの布石

地裁判決は、原告の生活状況と徴税側の悪質さを正しく捉えて、鳥取県に対して、差押えさせた預金の返還のほかに、国家賠償責任(不法行為責任)として二十五万円の損害賠償を命じた。

これに対して、高裁判決は、預金差押え許容説とも考えられるような最高裁判決があったことからすると、徴税側に不法行為を構成する故意や過失があったとはいえない、認定事実からすれば差押えの経緯も不当とはいえない、滞納処分執行停止に当た事情が納税者にあるかどうかの調査・検討義務はないし、認定事実からすれば原告の生活実態を調査、検討しなかったことも違法とはいえない、として国家賠償責任は否定した。なお、不当利得における悪意の受益者性(返還時の

ある。これにより、活用範囲がかなり広まったといえる。すなわち、徴税側の認識といつても、公的支給日は周知の事実であるため、

利息の付加)についても、同様の理由で否定した。

この高裁の判断は、事実誤認にもとづくものであり、また徴税側の調査義務についても誤解しており、誠に遺憾である。地裁判決の方が正しい。

しかし、高裁判決は、今後に向けて大きな「くさび」となった。今回、高等裁判所が、最高裁判決の限界、預金差押え許容説の限界を厳にしめし、差押禁止債権の属性を承継すると明示して、実際に児童手当の返還を命じたのであり、最高裁判決があり預金差押許容説もあり得たから不法行為とはならないという論理は、本件までしか使えない。今後はこれまでとは異なり、高裁判決がある以上、預金になったからといって漫然と差し押さえることは許されない。もし、差押禁止の趣旨に反する差押えをおこなったら、国家賠償責任(不法行為責任)上も違法となり、不当利得でも悪意の受益者となる。

違法な徴税活動の是正へ

鳥取事件判決は、徴税活動の限界を厳にしめした。

たしかに、納税は誠実におこなわれなけれ

ばならない。しかし、生活や事業の状況により納税が困難な場合もある。国税徴収法（地方税法でも準用）の三本柱は、税債権の確保、私法秩序の尊重と納税者の保護である（4）。納税者の保護として、法は、差押禁止財産、超過差押えの禁止、無益な差押えの禁止、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分停止などの諸制度を設けている（5）。政府答弁でも、通達でも、滞納処分は納税者の実情を十分に把握し、その実情に即しつつ、生活の維持または事業の継続に与える影響などを考慮しておこなうべきとされている（6）。

いかに徴税が必要であつても、法が定めるルールに従わなければならない。この鳥取事件判決の精神は、他の差押禁止債権に通ずるだけでなく、納税者の保護を目的とする諸制度にも通用する。地方財政危機のなか、今後もあり過ぎの徴税活動がなされる可能性は極めて高い。このような現状をみると、鳥取事件判決の意義は大きいと考える。

今後、より素晴らしい成果が全国各地で積み重ねられ、違法な徴税活動がなくなることを切に願う。

[注]

（1）「厳しい時代における効率的な自治体徴収のあり方」『月刊税』二〇一二年四月号百五十九頁以下。その他、滞納処分推進の論文として、「自治体債権の共同徴収の類型

化とその実態」（同二〇一三年二月号）、「地方税滞納整理 8の秘訣」（同二〇一三年一月号）、「検証 地方税事務の広域・共同化」（同二〇一二年十二月号）などがある。なお、いきすぎた徴税強化は、徴税職員の労働問題ともなる（『議会と自治体』二〇一三年十一月号参照）。

（2）最高裁判所第三小法廷平成十年二月十日判決（平成九年（オ）第一九六三号）。同判決は、「原審が適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認でき、その過程に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立つて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない」と判示しただけであり、先例となる判例とはいえない。

なお、同事件は差押えの事案ではなく、金融機関による相殺の事案である。原審（札幌高裁）及び第一審（釧路地裁北見支部）は、「年金等のように差押ができない旨定められている給付については、それらが受給者の預金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は十分に尊重されてしかるべきではある。しかしながら、一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。したが

って、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが相当である」と判示し、当該口座には他の入出金があったことなどの事情から相殺を認めていた。

（3）審査請求が必要な事案では、今後とも期限内に審査請求する必要がある。行政事件として、本件地裁判決は、審査請求前置主義、訴えの利益という高い壁を乗り越えて原告の請求を認めており、この点は今後も意義を有する。

（4）税務大学校講本『国税徴収法』参照。国税庁HPより入手可能。

（5）『差押え 実践・滞納処分の対処法』（編著東京税財政研究センター）百二十五頁（百二十九頁参照）。

（6）本件に関連してなされた政府答弁として、第七十一回国会衆議院財務金融委員会決議第十八号（佐々木憲昭議員発問）、同参議院決算委員会決議第九号（仁比聡平議員発問）。通達・通知として、徴収法基本通達（第四十七条関係 差押えの要件——十七財産の選択）、「納税の猶予等の取扱要領」（七十六年六月三日、国税庁長官通達）、「滞納処分の停止事務の取扱いについて」（二〇〇〇年六月三十日、国税庁長官通達）、「滞納整理における留意事項」（〇一年六月一日、国税庁徴収課長通知）などがある。前掲『差押え 実践・滞納処分の対処法』参照。

（かつまた・あきひと）